

補助金等評価の進め方について

1. 考え方

- 「補助金適正化に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき審査を進めます。
- 今年度はガイドラインで定めた評価時期に基づき「団体運営補助金」を対象とします。
- 1次評価（担当課）の終了した補助制度について、外部評価を行っていただきます。

2. 全体の進め方

- 2回（8月20日、9月19日）かけて評価を実施していただきます。

- | |
|--|
| 1) 8月20日： 市民協働課1、社会福祉課3、こども園課4
2) 9月19日： 防災安全課2、高年福祉課1、経済振興課1 |
|--|

- 2グループ制（ファシリテーター及び書記付き）で実施します。
- 1補助金に付き約20分程度を想定
 [担当課説明→質疑応答] × 各課担当補助金分 → 各課担当者退席 → 委員による審議

< 2グループに分かれて審議実施 >

- ファシリテーターは各グループの司会進行を行います。
- 書記は付箋で各委員の意見を記し、模造紙に張り出すことで審議を促進します。

Aグループ（倉田会長、片岡委員、北見委員、玉田委員、事務局(司会及び書記)）

【1日目】 社会福祉課（3）、市民協働課（1）

【2日目】 高年福祉課（1）、経済振興課（1） 計6補助金

Bグループ（小谷副会長、片山委員、下口委員、中島委員、事務局(司会及び書記)）

【1日目】 こども園課（4）

【2日目】 防災安全課（2） 計6補助金

- 審議終了後、各グループの意見を全体で共有します。